

申告に必要なもの(簡易表)

下記に該当しない収入や控除の申告をする場合は、お問い合わせください。

●確定申告・町道民税の申告に必要な書類など(コピーが必要な場合は事前にご自身で行ってきてください)

番号及び本人確認ができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ※マイナンバーカードがない方は、通知カード及び運転免許証などの本人確認書類 ・扶養する方がいる場合は、その方のマイナンバーがわかるものもお持ちください。
所得税が還付になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人名義の預金通帳(マイナンバーカードをお持ちの方で、公金受取口座を指定する場合は不要)
所得税が納付になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人名義の預金通帳 ・銀行印 <p>※すでに振替納税の手続きをしている方は不要</p>
収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・給与や年金の源泉徴収票、個人年金や保険の解約金の支払い通知など ・営業や農業、不動産所得がある方は収支内訳書(必ず事前に作成したものをお持ちください。決算書の書き方の相談は受けておりません。鉛筆書き不可。)

控除を証明するもの(原本を添付または提示)

社会保険料控除 ※令和7年1月～12月支払済分	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書 ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 など <p>※生計を一にする配偶者や親族が負担することになっている社会保険料について、「実際に支払いを負担した方」の保険料控除として申告できます。(小規模共済は契約者のみ)</p>
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険料控除証明書
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳など ・障害者控除対象者認定申請書(65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、町が認めた人へ発行。事前に役場健康福祉課課障がい福祉係への申請が必要)
医療費控除 (控除上限:200万円) ※領収書の提出は不要ですが、ご自宅で5年間保存する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の明細書(令和7年1月～12月中に支払った医療費などを集計したもの。 会場に記載スペースは設けませんので、必ず事前に作成したものをお持ちください。 鉛筆書き不可。)、<u>医療費通知書</u> <p>※明細書は医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計し、記載してください。 ※高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金の支給がある場合は、差し引く必要があります。 ※寝たきりの方のおむつ代を医療費控除として申告するには、医師の証明書、主治医意見書の写し、市町村が主治医意見書の内容を確認した書類のいずれかの書類が必要です。 ※医療費控除は、あくまでも支払う税金を軽減する制度です。医療費が払い戻されるものではありませんのでご注意ください。</p>
住宅借入金等特別控除	<p>⚠ 住宅を新築取得した方で、単独名義の方のみ受付します。</p> <p>連帯債務を組んでいる(2人以上でローンを組んでいる)方、増改築やバリアフリー改修工事等を行った方、ローンの借り換えを行った方、中古住宅を取得した方、住宅借入金等特別控除の修正申告したことのある方は帯広税務署で申告してください。</p> <p>なお、令和7年中に住宅を新築した方で、北洋銀行・帯広信用金庫から借り入れをしている場合は、原則としてe-TAXで申告することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告に添付する書類は、住宅によって異なります。 <p>国税庁HPを確認いただきか、役場窓口で配布しているパンフレット「住宅借入金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。</p>
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附した団体等から交付された領収証など <p>※ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用した方が確定申告を行うと、制度が無効になります。該当の方が申告をする場合は、必ず「寄附金控除」を忘れずに追加してください。</p>
その他必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の申告書などの控え(可能な限り)